

労働者保護ルール遵守を求める意見書

わが国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く「雇用社会」である。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要である。

しかし、いま、政府内に設置された産業競争力会議や経済財政諮問会議において、①派遣はずっと派遣のままで働く仕組みの導入（これまでのルールを撤廃し、3年経過後もずっと派遣労働者を受け入れることができる制度の導入）、②派遣労働者の処遇改善は見送り（世界の派遣労働の常識となっている均等待遇を見送り）、③解雇の金銭解決制度の導入（不当な解雇でクビになった労働者が、裁判所に訴え「解雇は無効」との判決を勝ち取っても、その後に会社がお金を払えば、労働者をクビにできる制度）、④ホワイトカラー・イグゼンプション（1日8時間、週40時間の労働時間規制が適用されず、自己裁量が広がる代わりに、残業代が支払われない）制度の導入が議論おこなわれ、働く者を保護するルールの後退が懸念されている。

また、労使の利害調整の枠を超えた新たな仕組みを創設することも議論されている。

「生涯」派遣で「低賃金」につながる不安定な雇用、低賃金の派遣労働者をこれ以上増やすべきではなく、派遣労働者の処遇改善や、より安定した直接雇用（正社員）への転換を進めるルールの整備こそが必要である。

こうした現状に鑑み、本議会は、政府に対して、下記の事項を強く要望する。

記

1. 長時間労働を誘発する労働者時間規制の緩和、不当解雇で勝訴しても職場復帰を閉ざす「解雇の金銭解決制度」の導入を行わないこと。安心して働き続けられるための労働者保護ルールを堅持・強化すること。
2. 派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うこと。
3. 雇用・労働政策に係る議論は、ILOの三者構成主義にもとづき、労働者、使用者、公益の各委員で構成される労働政策審議会で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年6月20日

檀原市議会

《送付先》

厚生労働大臣 衆議院議長 参議院議長

子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業までに拡充するとともに 窓口無料とすることを求める意見書

少子高齢化社会からの脱却が喫緊の課題となって久しいが、いまだに少子高齢化を食い止める状況には至っていない。こうした状況は、「非正規労働で先行きが見えない」「結婚したくても経済的にできる状況にない」など、若い世代の生活環境が一段と厳しさを増していることが大きな原因となっている。

子育て世代が、安心して暮らせる社会の構築が求められるが、特に医療にかかる費用負担の軽減が急がれている。

「給料日前に子どもが熱を出し、具合の悪い子どもを連れて銀行に行ってからお医者さんに連れて行くのは大変」「他府県では、窓口での医療費負担がないので病院に行けたのに・・・」など、窓口負担のない医療費の助成制度の創設は、子育て世代の切実な願いとなっている。

現在、奈良県では、医療費負担分をいったん窓口で支払い、一部負担金を除いて、後日、預金口座に振り込まれる「自動償還払い」の制度となっている。所得の低い子育て世代にとって、窓口でいったん立て替えて支払わなければならないことは大きな負担となっており、受診をためらうことにもなっている。

全国では、すでに36都府県で窓口負担なしで受診することができ、近畿では奈良県以外の全ての府県が窓口負担なしの医療費助成制度となっている。

少子高齢化社会からの脱却に向けた様々な取り組みが求められるが、時代をになう子ども達の健やかな成長を願う上でも、子育て世代を応援するためにも、現行の医療費助成制度の拡充を進めるとともに、窓口負担のない医療費助成制度を速やかに創設されることを強く要望する。

記

1. 奈良県として、通院にかかる医療費についても中学校卒業まで助成すること。
2. 奈良県として、窓口負担のない助成制度とされること。
3. 窓口負担のない子どもの医療費助成制度を、国の政策として制度化するよう国に働きかけていただきたいこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年6月20日

橿原市議会

《送付先》
奈良県知事

鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書

シカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化する中、狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少している。

鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手の育成が必要との観点から、政府は今国会において、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を改正し、法律の目的に鳥獣の「保護」だけでなく「管理」の定義を規定するとともに、「保護」と「管理」の施策体系の整理、指定管理鳥獣に定められた鳥獣の集中的かつ広域的に管理を図る事業の創設、一定の条件下での夜間銃猟を可能にする規制緩和、認定鳥獣捕獲等事業者制度の創設など、制度の抜本的な改正を行う。

法改正によって今後鳥獣の捕獲体制が強化されることになるが、施行に当たっては、下記事項について十分に留意して実施されるよう強く要望する。

記

1. 都道府県を越えて生息する鳥獣の保護・管理については、国が主導してより効果的な広域対応を行うための仕組みを検討すること。
2. 市町村への鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充させるほか、新設される指定管理鳥獣捕獲等事業が十分活用されるよう、実施計画を作成した都道府県に対し、財政支援を行うこと。
3. 捕獲された鳥獣を可能な限り食肉等として活用するため、衛生管理の徹底による安全性の確保や販売経路の確立、消費拡大への支援などを促進すること。
4. 本法では適用除外とされている海獣についても、適切な保護及び管理が図られていないような場合には、速やかに生息情報の収集を図り、除外対象種の見直しなどを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年6月20日

檜原市議会

《送付先》

内閣総理大臣 環境大臣 農林水産大臣 総務大臣 厚生労働大臣

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書

現在、本年度の診療報酬改定や国会における「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」（地域医療介護総合確保法案）の議論により、改めて地域包括ケアシステムの構築がクローズアップされているところである。

全国の自治体では、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定に向けて、いわゆる2025年の姿を展望しながら、増高する保険料などに苦慮しながら取り組みを行っているところである。

については、社会保障・税一体改革の円滑な進行のために、本年4月から引き上げられた消費税財源を的確に活用しながら、全国の自治体のそれぞれの実情に応じて、国の積極的な支援を図るよう、下記のとおり要望する。

記

1. 医療・介護・福祉の良質な人材を確保するため国家戦略として抜本的な対策を講じること。特に介護人材については、2025年に向けてさらに100万人のマンパワーが必要とされており、次期介護報酬改定に向けて的確な対応を行うこと。
また、外国人材の活用が議論されているが、現在の介護人材の社会的評価に与える影響を十分考慮し、慎重な議論を行うこと。
2. 今回の診療報酬改定について、在宅訪問診療に係る改定が行なわれたが、市区町村の現場において集合住宅などへの訪問診療が大きな影響を受けることも想定されるため、改定の影響について実態調査を行い、適切な対応を行うこと。
3. 地方自治法の改正により創設される連携協約制度の活用など、広域行政上の取り組み事例の周知など、市区町村への適切な情報提供に努めること。
4. 社会保障・税一体改革の趣旨に添い、平成26年度に引き続き、消費税を財源とする財政支援制度を拡充すること。また、本年度の基金については趣旨に添い、適切な配分に留意すること。
5. 特養待機者52万人という数字が発表されたが、特養入所者の重点化に伴い、自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の要介護高齢者の地域における受け皿づくりについて、市区町村への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年6月20日

檀原市議会

《送付先》

内閣総理大臣 厚生労働大臣 総務大臣

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、檀原市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるように強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的として「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年6月20日

檀 原 市 議 会

《送付先》

内閣総理大臣 厚生労働大臣 総務大臣 衆議院議長 参議院議長